

通信制高等学校における面接指導等施設の指定方針

広島県が設置認可を行う通信制高等学校の面接指導又は試験を行う施設（以下「面接指導等施設」という。）については、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号）によるほか、次によって処理するものとする。

第1 基本方針

通信制高等学校における面接指導等については、原則、実施校と協力校のみで行うものとする。ただし、実施校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、面接指導、試験を行う場合において、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

- (1) 特別の事情とは、生徒の通学可能区域に実施校がなく、かつ協力校を設置することができない場合をいう。
- (2) 他の学校等は、大学・短期大学、専修学校、指定技能教育施設をいう。
- (3) 面接指導等を行う場合は、実施校の教員が行う。

第2 面接指導等施設の確認

通信制高等学校については、「教育区域」，「協力校」及び「他の学校等」を学則に記載しなければならない。

第3 「他の学校等」の要件

他の学校等は、次の要件に適合することを要するものとする。

- (1) 設置管理
 - ア 原則として学則に定める通信教育を行う区域内に所在するものであること
 - イ 高等学校の教育を行う上で不適切な環境に位置していないこと
 - ウ 実施校の設置者自らが設置する施設でない場合、当該施設の利用について当該施設の設置者と文書による取り決めを行っていること
 - エ 法令等に基づき、面接指導等を実施すること以外を主たる目的とする施設である場合、面接指導等の実施が当該目的の実現のために支障がないこと
- (2) 施設及び設備
 - ア 他の学校等において実施する面接指導等の教科・科目の実施にあたり必要な施設及び設備を有していること
 - イ 他の学校等において面接指導等を実施する定員を定めるとともに、当該定員に対して面接指導等を適切に実施する上で必要な施設及び設備を有していること
 - ウ 施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること
- (3) 指導体制

面接指導等を実施するにあたって、実施教科・科目及び定員に応じて必要な教員の配置がなされていること

(4) その他

他の学校等が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと

第4 学則変更手続き

実施校が協力校の同意を得られず、他の学校等で面接指導等を行おうとする場合は、次の資料を添えて、広島県に学則変更認可申請（届出）を行うものとする。

(1) 他の学校等の使用に至った理由・経緯説明書

※協力校設置に向けて働きかけを行った高等学校名、他の学校等を利用する生徒の見込み等を具体的に明記する。

(2) 施設及び設備の概要がわかるもの

(3) 位置図，平面図，配置図，写真

(4) 使用賃貸契約書（施設利用覚書等）

(5) 面接指導計画書

(6) 面接指導を行う教員名簿

(7) 技能教育施設の指定に係る文書（指定技能教育施設の場合に限る。）

第5 その他

学則変更認可（届出）後、「他の学校等」が廃止認可を受けた場合は、当該施設の使用は継続できないものとする。

附 則

（施行期日）

この方針は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この方針は、平成31年1月1日から施行する。